

小金井市子ども・子育て会議委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

(1) 根拠規定

小金井市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第9号）第3条第1項第1号による公募の委員です。

(2) 役 割

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※ 上記①～④のほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べます。

(3) 任 期

委嘱日（令和7年9月を予定）から2年間

(4) 会 議

任期中に15回を予定していますが、必要に応じて追加開催の可能性がありま

す。
※ 会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。
（委員：10,000円）

2 募集と応募

(1) 募集対象及び募集人員

- ① 市内在住で令和7年6月1日現在18歳以上の者 1人
- ② 市内在住の子どもの保護者 1人
- ③ 市内在住で保育施設を利用している子どもの保護者 1人
- ④ 市内在住で幼稚園を利用している子どもの保護者 1人

※ 既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。

(2) 募集期間

令和7年6月1日～6月30日

(3) 募集方法

募集の周知は、市報（令和7年6月1日号）及び市のホームページ等で行います。

3 選考方法

指定テーマ「子育て支援の現状と課題について」に対する提出小論文について審査し、選考します。

4 応募方法

小論文「子育て支援の現状と課題について」（800字以内）に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号（連絡先）を明記し、令和7年6月30日までに直接、郵送（必着）、ファクシミリ又はホームページ専用フォームで子育て支援課子育て支援係へ提出してください。

5 選考基準

提出された小論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

6 小論文審査

提出された小論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字はないか。

※ 各項目につき各10点満点とします。なお、総得点が満点の4割に満たない場合もしくは各項目につき、5点に満たない項目がある場合は得点集計にかかわらず、不合格とします。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市子ども・子育て会議委員選考委員会を設置し、市長、副市長、教育長、子ども家庭部長、子育て支援課長が選考委員として行います。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市のホームページに掲載します。なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却します。

9 その他

小金井市子ども・子育て会議委員の公募・選考に関する庶務は、小金井市子育て支援課子育て支援係において処理します。